令和5年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

（農林水産省5－⑧）

政策分野名 【施策名】	農業の成長産業化や国土強靭化に資する農業生産基盤整備	担当部局名	農村振興局 【農村振興局水資源課/農地資源課/防災課】
政策の概要 【施策の概要】	農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備、農業水利施設の戦略的な保全管理、農業・農村の強靭化に向けた防災・減災対策等	政策評価体系上の 位置付け	農業の持続的な発展
政策に関係する内閣の重要政策	・食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）第3の2（5） ・新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定） 第3章　7つの戦略分野の基本方針と目標とする成果（4）観光立国・地域活性化戦略 ・我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画（平成23年10月25日） Ⅲ　戦略6　（1）地震・津波などを想定した農林漁業・関連産業等の見直し ・土地改良長期計画（注1）（令和3年3月23日閣議決定） 第4　2　（3）　政策目標4 施策7　防災重点農業用ため池に係る劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、 防災工事の集中的かつ計画的な推進 施策8　農業水利施設の耐震対策、排水機場の整備・改修及び既存ダムの洪水調節機能強化、 水田の活用（田んぼダム）による流域治水の推進 ・国土強靭化基本計画（注2）（平成30年12月14日閣議決定）　第3章　2　（9）農林水産 ・社会資本整備重点計画（注3）（令和3年5月28日閣議決定） ・農業・農村の復興マスタープラン（注4）（平成29年6月13日）	政策評価 実施予定時期	令和6年8月

施策(1)	農業の成長産業化に向けた農業生産基盤整備
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業の成長産業化に向けて、農地の大区画化、産地収益力向上のための高収益作物の導入を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	農地の大区画化、高収益作物の導入

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
ア 水田の大区画化の整備面積(0.5ha以上)	0万ha	2年度	3.8万ha	7年度	－	0.7万ha	1.4万ha	2.2万ha	3.0万ha	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(5)①の「農地の大区画化等を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和3年3月に閣議決定された土地改良長期計画では、生産コストの削減に資する0.5ha以上の大区画化ほ場の整備の推進に向け、その事業量の目標を長期計画期間の5年間で3.8万haとすることとしていることから、これを測定指標として設定。
					－	令和5年度末把握予定	令和6年度末把握予定				
	把握の方法		出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:翌々年度末 算出方法:対象地域への聞き取りにより算出								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								
イ 基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が2割以上増加している地区の割合	0%	2年度	80%	7年度	－	80%	80%	80%	80%	F＝ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(5)①の「産地の収益力を向上させるために、関係部局と連携しつつ、高収益作物に転換するための水田の汎用化や畑地化、畑地や樹園地の高機能化を推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和3年3月に閣議決定された土地改良長期計画では、基盤整備完了地区において、事業実施前後で高収益作物の生産額が一定程度増加している地区の割合を約80%としていることから、これを測定指標として設定。
					－	46%	52%				
	把握の方法		出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:毎年度末 算出方法:対象地域への聞き取りにより算出								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(2)	農業水利施設の戦略的な保全管理
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業水利施設機能の安定的発揮に向けて、戦略的な保全管理を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	農業水利施設の機能を安定的に発揮

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準年度		目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度		
ア 更新が早期に必要と判明している基幹的農業水利施設における補修・更新等の対策着手の割合	0%	2年度	100%	7年度	－	20%	40%	60%	80%	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(5)②の「農業水利施設の機能を安定的に発揮」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和3年3月に閣議決定された土地改良長期計画では、農業水利施設の戦略的な保全管理の推進に向け、更新が早期に必要と判明している基幹的農業水利施設における対策着手の割合を令和7年度までに10割とすることとしていることから、これを測定指標として設定。
					－	20%	46%				
	把握の方法		出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:毎年度7月末 算出方法:対象地域への聞き取りにより算出								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

施策(3)	農業・農村の強靭化に向けた防災・減災対策
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業・農村の強靭化に向けて、農業水利施設等の長寿命化や耐震化、耐水対策等を推進する。
目標① 【達成すべき目標】	国土強靭化計画を踏まえた農業水利施設等の長寿命化や耐震化、耐水対策等の推進

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
ア ため池等の整備により湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積	0 万ha	2年度	約21 万ha	7年度	－	約4.2 万ha	約8.4 万ha	約12.6 万ha	約16.8 万ha	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(5)③の「農業・農村の強靭化に向けた防災・減災対策」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 令和3年3月に閣議決定された土地改良長期計画では、頻発化・激甚化する豪雨、地震等の自然災害に適切に対応し、安定した農業経営や農村の安全・安心な暮らしを実現するため、「国土強靭化基本計画」、「5か年加速化対策」等を踏まえ、農業水利施設の耐震化、排水機場の改修等による排水対策等のハード対策と、ハザードマップの作成や地域住民への啓発活動等のソフト対策を適切に組み合わせて推進するため、活動指標を湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積を「約21万ha」としており、これを測定指標の目標値として設定。
					－	約5.8 万ha	約10.0 万ha				
	把握の方法		出典:農林水産省農村振興局調べ 作成時期:調査年度の翌年度6月頃 算出方法:対象地域への聞き取りにより算出								
	達成度合いの判定方法		達成度合(%)＝当該年度実績値／当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
イ 予防保全に向けた海岸堤防等の対策実施率	84%	元年度	87%	7年度	－	87%	87%	87%	87%	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 社会資本整備重点計画法（第2条）において定められた「社会資本整備重点計画」における農林水産省関連項目は、海岸法（第2条1項）に規定する「海岸保全施設に関する事業」が該当しており、指標として「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率」「海岸堤防等の整備率」「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率」「予防保全にむけた海岸堤防等の対策実施率」の4つである。これらの指標については、社会資本整備重点計画法（第7条）により、社会資本整備事業を事後評価の対象とすることと規定されていることから測定指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 社会資本整備重点計画の重点施策に係る指標のうち、農地海岸分野では、持続可能なインフラメンテナンスを推進することから、「予防保全に向けた海岸堤防等の対策実施率」を指標として、令和7年度までに87%と設定。 なお、海岸事業は、国土交通省・水産庁・農村振興局の海岸関係省庁一体で整備を実施することから、海岸関係省庁共通の目標を設定しており、年度ごとの目標値は定めていない。このことから、農村振興局においても個別に年度ごとの目標値は定めていないが、各年度ごとの目標値欄には、便宜的に目標年度（令和7年度）の目標値を記載している。
					－	86%	87%				
	把握の方法	出典：社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査（農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査） 作成時期：調査年度の翌年度6月頃 算出方法：対象の海岸堤防等の延長のうち、予防保全に向けた海岸堤防等の修繕が完了している延長を集計し把握									
	達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝当該年度実績値／令和7年度目標値×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

<table>
<tr><th rowspan="2">測定指標</th><th rowspan="2">基準値</th><th rowspan="2">基準年度</th><th rowspan="2">目標値</th><th rowspan="2">目標年度</th><th colspan="5">年度ごとの目標値
年度ごとの実績値</th><th rowspan="2">指標ー計算分類</th><th rowspan="2">測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠</th></tr>
<tr><th>2年度</th><th>3年度</th><th>4年度</th><th>5年度</th><th>6年度</th></tr>
<tr><td rowspan="4">ウ　南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率</td><td rowspan="2">56
%</td><td rowspan="2">元年度</td><td rowspan="2">59
%</td><td rowspan="2">7年度</td><td>－</td><td>59%</td><td>59%</td><td>59%</td><td>59%</td><td rowspan="2">S↑－直</td><td rowspan="2">【測定指標の選定理由】
社会資本整備重点計画法（第2条）において定められた「社会資本整備重点計画」における農林水産省関連項目は、海岸法（第2条1項）に規定する「海岸保全施設に関する事業」が該当しており、指標として「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率」「海岸堤防等の整備率」「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率」「予防保全にむけた海岸堤防等の対策実施率」の4つである。これらの指標については、社会資本整備重点計画法（第7条）により、社会資本整備事業を事後評価の対象とすることと規定されていることから測定指標として設定。

【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】
社会資本整備重点計画の重点施策に係る指標のうち、農地海岸分野では、切迫する地震・津波等による被害軽減のため、公共土木施設等の耐震化を推進することから「海岸堤防の耐震化率」を指標として、令和7年度までに59%と設定。
なお、海岸事業は、国土交通省・水産庁・農村振興局の海岸関係省庁一体で整備を実施することから、海岸関係省庁共通の目標を設定しており、年度ごとの目標値は定めていない。このことから、農村振興局においても個別に年度ごとの目標値は定めていないが、各年度ごとの目標値欄には、便宜的に目標年度（令和7年度）の目標値を記載している。</td></tr>
<tr><td>－</td><td>59%</td><td>65%</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>把握の方法</td><td colspan="9">出典：社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査（農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査）
作成時期：調査年度の翌年度6月頃
算出方法：対象の海岸堤防等の延長のうち、L1地震動に対する耐震性の確保が完了している延長を集計し把握</td></tr>
<tr><td>達成度合いの判定方法</td><td colspan="9">達成度合(%)＝当該年度実績値／令和7年度目標値×100
A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満</td></tr>
<tr><td rowspan="4">エ　海岸堤防等の整備率</td><td rowspan="2">53
%</td><td rowspan="2">元年度</td><td rowspan="2">64
%</td><td rowspan="2">7年度</td><td>－</td><td>64%</td><td>64%</td><td>64%</td><td>64%</td><td rowspan="2">S↑－直</td><td rowspan="2">【測定指標の選定理由】
社会資本整備重点計画法（第2条）において定められた「社会資本整備重点計画」における農林水産省関連項目は、海岸法（第2条1項）に規定する「海岸保全施設に関する事業」が該当しており、指標として「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率」「海岸堤防等の整備率」「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率」「予防保全にむけた海岸堤防等の対策実施率」の4つである。これらの指標については、社会資本整備重点計画法（第7条）により、社会資本整備事業を事後評価の対象とすることと規定されていることから測定指標として設定。

【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】
社会資本整備重点計画の重点施策に係る指標のうち、農地海岸分野では、ゼロメートル地帯等における海岸堤防等の津波・高潮対策を推進することから「海岸堤防の計画高までの整備率」を指標として、令和7年度までに64%と設定。
なお、海岸事業は、国土交通省・水産庁・農村振興局の海岸関係省庁一体で整備を実施することから、海岸関係省庁共通の目標を設定しており、年度ごとの目標値は定めていない。このことから、農村振興局においても個別に年度ごとの目標値は定めていないが、各年度ごとの目標値欄には、便宜的に目標年度（令和7年度）の目標値を記載している。</td></tr>
<tr><td>－</td><td>55%</td><td>58%</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>把握の方法</td><td colspan="9">出典：社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査（農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査）
作成時期：調査年度の翌年度6月頃
算出方法：対象の海岸堤防等の延長のうち、計画高までの整備が完了している延長を集計し把握</td></tr>
<tr><td>達成度合いの判定方法</td><td colspan="9">達成度合(%)＝当該年度実績値／令和7年度目標値×100
A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満</td></tr>
</table>

測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	指標ー計算分類	測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠
オ 南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率	77 %	元年度	85 %	7年度	－	85%	85%	85%	85%	S↑ー直	【測定指標の選定理由】 社会資本整備重点計画法（第2条）において定められた「社会資本整備重点計画」における農林水産省関連項目は、海岸法（第2条1項）に規定する「海岸保全施設に関する事業」が該当しており、指標として「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の耐震化率」「海岸堤防等の整備率」「南海トラフ地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率」「予防保全にむけた海岸堤防等の対策実施率」の4つである。これらの指標については、社会資本整備重点計画法（第7条）により、社会資本整備事業を事後評価の対象とすることと規定されていることから測定指標として設定。 【目標値（水準・目標年度）の設定の根拠】 社会資本整備重点計画の重点施策に係る指標のうち、農地海岸分野では、統廃合や、常時閉鎖、自動化遠隔操作化等、津波到達前に安全な閉鎖体制を確保する必要があることから「水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保率」を指標として、令和7年度までに85%と設定。 なお、海岸事業は、国土交通省・水産庁・農村振興局の海岸関係省庁一体で整備を実施することから、海岸関係省庁共通の目標を設定しており、年度ごとの目標値は定めていない。このことから、農村振興局においても個別に年度ごとの目標値は定めていないが、各年度ごとの目標値欄には、便宜的に目標年度（令和7年度）の目標値を記載している。
					－	80%	84%				
	把握の方法	出典：社会資本整備重点計画における指標フォローアップ調査（農林水産省・国土交通省の海岸担当部局による共同調査） 作成時期：調査年度の翌年度6月頃 算出方法：対象施設のうち、自動化・遠隔操作化等といった安全な閉鎖体制確保のための対策を実施した施設数を集計し把握									
	達成度合いの判定方法	達成度合(%)＝当該年度実績値／令和7年度目標値×100 A’ランク：150%超、Aランク：90%以上150%以下、Bランク：50%以上90%未満、Cランク：50%未満									

政策手段一覧

予算に係る政策手段

	事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号		事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号
(1)	有明海再生関係事業 （平成21年度） （主）	(1)-①-ア	0133	(10)	農地の防災保全（直轄） （平成元年度） （主）	(3)-①-ア	0142
(2)	特殊自然災害対策施設緊急整備事業 （平成24年度） （主）	(3)-①-ア	0134	(11)	農山漁村地域整備交付金 （平成22年度） （主）	(1)-①-ア (2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ (3)-①-ウ (3)-①-エ	0143
(3)	農業水路等長寿命化・防災減災事業 （平成30年度） （主）	(2)-①-ア (3)-①-ア	0135	(12)	農業競争力強化基盤整備事業 （平成24年度） （主）	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア	0144
(4)	畑作等促進整備事業 （令和5年度） （主）	(1)-①-イ	0136	(13)	TPP等関連農業農村整備事業 （平成27年度） （主）	-	0145
(5)	農地の防災保全（補助） （昭和24年度） （主）	(3)-①-ア	0137	(14)	農業用用排水施設の整備・保全（特会） （昭和24年度） （主）	(2)-①-ア	0146
(6)	農業用用排水施設の整備・保全（直轄） （昭和24年度） （主）	(1)-①-ア (2)-①-ア	0138	(15)	農地の防災保全（特会） （平成元年度） （主）	(3)-①-ア	0147
(7)	農地の整備（直轄） （昭和24年度） （主）	(1)-①-ア	0139	(16)	農山漁村振興交付金 （平成28年度） （関連：5-①、③、⑦、⑩、⑬、⑭、⑮、⑰、⑲、⑳、㉑、㉔）	(1)-①-ア (3)-①-ア	0238
(8)	海岸事業（農地） （昭和33年度） （主）	(3)-①-イ (3)-①-ウ (3)-①-エ (3)-①-オ	0140	(17)	中山間地域農業農村総合整備事業 （令和2年度） （関連：5-⑬）	(1)-①-ア (2)-①-ア	0239
(9)	農業用用排水施設の維持・保全 （昭和37年度） （主）	(2)-①-ア	0141	(18)	多面的機能支払交付金 （平成26年度） （関連：5-⑦、⑭）	(2)-①-ア	0243

行政事業レビューシート参照URL	https://www.maff.go.jp/j/budget/review/r5/f/05_bunya08.html

非予算関連の政策手段（法令・税制等）

	政策手段 （開始年度）	税制の減収見込額（減収額）			令和5年度 ［百万円］	関連する指標	政策手段の概要等
		令和2年度 ［百万円］	令和3年度 ［百万円］	令和4年度 ［百万円］			
(1)	土地改良法 （昭和24年） （主）	－	－	－	－	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア (3)-①-ア	農業生産基盤の整備及び開発を図り、農業の生産性の向上、農業構造の改善に資する。 【(1)－①との関連】 本法に基づき、農地の排水対策や大区画化等を行うことにより、水田の汎用化が図られることから、耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与し、良好な営農条件を備えた農地の確保に寄与するものである。 【(2)－①との関連】 本法に基づき　農業用用排水施設の整備に当たっては、これまでの全面的な改築・更新に代え、機能の監視・診断等によるリスク管理を行いつつ、劣化の状況に応じた補修・更新等を計画的に行うことにより、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理に寄与するものである。 【(3)－①との関連】 本法に基づき、農業用用排水施設等の整備・改修を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与するものである。
(2)	海岸法 （昭和31年） （主）	－	－	－	－	(3)-①-イ (3)-①-ウ (3)-①-エ (3)-①-オ	津波、高潮、波浪等による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、国土の保全に資する。 本法に基づく海岸事業により、海岸堤防、護岸等の海岸保全施設を新設又は改良等、計画的に整備することで、海岸背後にある農地及び周辺地域の減少に寄与するものである。
(3)	地すべり等防止法 （昭和33年） （主）	－	－	－	－	(3)-①-ア	地すべり及びぼた山の崩壊による被害を除却又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資する。 本法に基づき、地すべり防止対策を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与するものである。
(4)	活動火山対策特別措置法 （昭和48年） （主）	－	－	－	－	(3)-①-ア	火山の爆発による被害を防除し、住民の生活及び農林漁業等の経営の安定に資する。 本法に基づき策定される防災営農施設整備計画に基づく事業を実施することにより、農地の降灰被害等の防止に寄与するものである。
(5)	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律 （平成19年） （主）	－	－	－	－	(1)-①-ア (2)-①-ア (3)-①-ア	農山漁村における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、生産基盤及び施設、生活環境施設、地域間交流のための施設の整備を促進し、農山漁村の活性化に資する。 【(1)－①との関連】 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、水田汎用化等の農業生産基盤を通じた耕地利用率や高収益作物の作付率の向上に寄与するものである。 【(2)－①との関連】 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、急速に劣化が進行する全ての基幹的農業水利施設を対象に機能診断が図られることに寄与するものである。 【(3)－①との関連】 農山漁村の活性化に関する計画に基づく地域独自の新たな取組が進展することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与するものである。
(6)	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 （平成27年） （関連：5-⑦、⑫、⑭）	－	－	－	－	(2)-①-ア	多面的機能発揮促進事業について、その事業計画の認定の制度を設けるとともに、同事業を推進するための措置等を講じることにより、農業の有する多面的機能の発揮の促進に寄与するものであり、加えて、施設の保全管理の充実、強化に寄与するものである。
(7)	農業用ため池の管理及び保全に関する法律 （平成31年） （主）	－	－	－	－	(3)-①-ア	ため池の適正な管理及び保全が行われる体制を整備し、ため池の保全に資する。 本法に基づきため池の防災工事を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与するものである。
(8)	防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法 （令和2年） （主）	－	－	－	－	(3)-①-ア	防災重点農業用ため池の指定、防災工事等推進計画の策定及びこれに基づく事業等に係る国の財政上の措置等について定めることにより、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進に資する。 本法に基づき防災重点農業用ため池の防災工事等を実施することにより、農地及び周辺地域の湛水被害等の防止に寄与するものである。

移替え予算に係る政策手段（参考）

	事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号		事業名 （開始年度）	関連する指標	令和5年度行政事業レビュー番号
(1)	【内閣府より】 農業農村整備事業に必要な経費のうち農地の防災保全（補助） （昭和24年度）	(3)-①-ア	内-0085	(15)	【国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農業用用排水施設の整備・保全（直轄） （昭和24年度）	(2)-①-ア	国-0504
(2)	【内閣府より】 農業農村整備事業に必要な経費のうち農業用用排水施設の整備・保全（直轄） （昭和24 年度）	(2)-①-ア	内-0085	(16)	【国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち海岸事業（農地） （昭和33年度）	(3)-①-イ (3)-①-ウ (3)-①-エ (3)-①-オ	国-0504
(3)	【内閣府より】 農業農村整備事業に必要な経費のうち農業用用排水施設の維持・保全 （昭和37年度）	(2)-①-ア	内-0085	(17)	【国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農業用用排水施設の維持・保全 （昭和37年度）	(2)-①-ア	国-0504
(4)	【内閣府より】 農業農村整備事業に必要な経費のうち農地の防災保全（直轄） （昭和63年度）	(3)-①-ア	内-0085	(18)	【国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農山漁村地域整備交付金 （平成22年度）	(1)-①-ア (2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ (3)-①-ウ (3)-①-エ	国-0504
(5)	【内閣府より】 農業農村整備事業に必要な経費のうち農業競争力強化基盤整備事業 （平成24年度）	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア	内-0085	(19)	【国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農業競争力強化基盤整備事業 （平成24年度）	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア	国-0504
(6)	【復興庁より】 農山漁村地域整備交付金 （平成24年度）	(3)-①-イ (3)-①-ウ (3)-①-エ	復-0097	(20)	【国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち中山間地域農業農村総合整備事業 （令和2年度）	(1)-①-ア (2)-①-ア	国-0504
(7)	【国土交通省より】 水資源開発事業のうち農業生産基盤整備事業費補助 （平成15年度）	(2)-①-ア	国-0051	(21)	【国土交通省より】 北海道開発事業のうち農地の防災保全（補助） （昭和24年度）	(3)-①-ア	国-0508
(8)	【国土交通省より】 離島振興事業のうち農地の防災保全（補助） （昭和24年度）	(3)-①-ア	国-0503	(22)	【国土交通省より】 北海道開発事業のうち農業用用排水施設の整備・保全（直轄） （昭和24年度）	(2)-①-ア	国-0508
(9)	【国土交通省より】 離島振興事業のうち海岸事業（農地） （昭和33年度）	(3)-①-イ (3)-①-ウ (3)-①-エ (3)-①-オ	国-0503	(23)	【国土交通省より】 北海道開発事業のうち農地の整備（直轄） （昭和24年度）	(1)-①-ア	国-0508
(10)	【国土交通省より】 離島振興事業のうち農業用用排水施設の維持・保全 （昭和37年度）	(2)-①-ア	国-0503	(24)	【国土交通省より】 北海道開発事業のうち農業用用排水施設の維持・保全 （昭和37年度）	(2)-①-ア	国-0508
(11)	【国土交通省より】 離島振興事業のうち農山漁村地域整備交付金 （平成22年度）	(1)-①-ア (2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ (3)-①-ウ (3)-①-エ	国-0503	(25)	【国土交通省より】 北海道開発事業のうち農地の防災保全（直轄） （昭和63年度）	(3)-①-ア	国-0508
(12)	【国土交通省より】 離島振興事業のうち農業競争力強化基盤整備事業 （平成24年度）	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア	国-0503	(26)	【国土交通省より】 北海道開発事業のうち農山漁村地域整備交付金 （平成22年度）	(1)-①-ア (2)-①-ア (3)-①-ア (3)-①-イ (3)-①-ウ (3)-①-エ	国-0508

(13)	【国土交通省より】 離島振興事業のうち中山間地域農業農村総合整備事業 （令和2年度）	(1)-①-ア (2)-①-ア	国-0503	(27)	【国土交通省より】 北海道開発事業のうち農業競争力強化基盤整備事業 （平成24年度）	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア	国-0508
(14)	【国土交通省より】 奄美群島振興開発事業のうち農地の防災保全（補助） （昭和24年度）	(3)-①-ア	国-0504	(28)	【国土交通省より】 北海道開発事業のうち中山間地域農業農村総合整備事業 （令和2年度）	(1)-①-ア (2)-①-ア	国-0508

各府省庁行政事業レビューシート 参照URL	（内閣府HP） https://www.cao.go.jp/yosan/review_suishin5.html （復興庁HP） https://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat8/sub-cat8-3/20230426145226.html （国土交通省HP） https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_003095.html

（注1）当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。
それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。
（注2）個々の政策手段の予算額・執行額及び概要については、行政事業レビューシート参照URLのWEBページより、各番号の行政事業レビューシートを参照。
（注3）移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

参考資料

1. 用語解説

注1	土地改良長期計画	土地改良法の規定により、土地改良事業の計画的な実施に資するため、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いた上で計画案を作成し閣議決定。計画期間は、5年を1期として、土地改良事業の実施の目標及び事業量を決定。
注2	国土強靱化基本計画	国土強靱化基本法の規定により、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、閣議決定により策定。計画期間は、概ね5年を1期として策定。
注3	社会資本整備重点計画	社会資本整備重点計画法の規定により、社会資本整備事業を重点的かつ効率的に推進するため、閣議決定により策定。概ね5年を1期として、計画期間における社会資本整備事業の実施に関する重点目標等を決定。
注4	農業・農村の復興マスタープラン	「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）に示された農業・農村の方向性を進化させ具体化するためのもの。
注5	ライフサイクルコスト	施設の建設に要する経費に供用期間中の運転、補修等の管理に要する経費及び廃棄に要する経費を合計した金額。